

愛知教育大学と名古屋市科学館との相互連携に関する協定書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と名古屋市科学館（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流による連携を図り、社会貢献及び学生の資質向上を目的とした相互連携協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、次世代教育に関する教育研究並びに Society 5.0 に向けた人材育成及び社会に開かれた人材育成を推進するために、学生の資質向上、実践力育成及び社会貢献に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）科学教育に関すること
- （2）科学に関する知識の普及啓発に関すること
- （3）科学を通じた生涯学習機会の提供及び社会教育の推進に関すること
- （4）科学に関する調査、研究その他諸活動の実施に関すること
- （5）その他甲及び乙の双方が必要と認めること

（連携方法）

第3条 甲と乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携協力するために必要な連絡調整を行う。

（経 費）

第4条 本協定に基づいて連携協力する際に生ずる経費の負担については、その都度甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年1月22日

(甲) 愛知教育大学

(乙) 名古屋市科学館

学長

後藤ひとし

館長

額 額 潤